

次のとおり条件付き一般競争入札に付する。なお、本公告は入札説明書を兼ねる。

令和4年2月9日

公益財団法人熊本県立劇場
理事長 姜 尚 中

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

熊本県立劇場保有楽器保守点検業務

(2) 入札に係る発注・契約、担当部署

公益財団法人熊本県立劇場 総務グループ

郵便番号 862-0971 熊本市中央区大江2丁目7番1号

電話番号 096-363-2234

ファックス番号 096-371-5246

(3) 委託内容

熊本県立劇場保有楽器保守点検業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(4) 契約期間

令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

(5) 委託場所

熊本県熊本市中央区大江2丁目7番1号 熊本県立劇場

(6) 入札方式

この入札は、入札書による紙入札とする。

(7) 入札金額

落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額の合計額により入札すること。

(8) 仕様書に特段の定めがない事項については、公益財団法人熊本県立劇場会計規程及び公益財団法人熊本県立劇場一般競争入札等事務処理要領の規定を適用する。

(9) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(8)までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者。

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 入札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 熊本県内に本店が所在すること。
- (6) 県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 平成25年度以降に劇場、文化会館等のホール（舞台及び客席数350席以上の固定座席を持つもの）のスタインウェイピアノの保守点検業務の契約を締結し、1年以上継続して誠実に履行した実績を有する者であること。
- (8) 継続的な管理のため、厚生労働省検定1級ピアノ調律技能士及びスタインウェイ技術研修（STEP3以上）を保持する職員を有すること。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2に定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料を提出すること。

(2) 提出方法

持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和4年2月25日（金）午後5時まで

ただし、2月14日（月）を除く、各日午前9時から午後5時まで。

(4) 提出先

1（2）の担当部署

(5) 確認結果の通知

令和4年3月3日（木）までに郵送により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1（2）の担当部署において公告の日から令和4年2月25日（金）午後5時までファックスで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等様式及び入札説明書の取得

熊本県立劇場ホームページ「入札情報」及び1（2）の担当部署において公告の日から令和4年3月4日（金）まで行う。

(3) 入札、開札の方法及び日時等

入札は、入札書による紙入札とし、入札の締切と同時に行う。

ア 入札日時

令和4年3月8日（火）午前11時00分

イ 入札・開札場所

熊本市中心区大江2丁目7番1号 熊本県立劇場 中会議室

ウ 開札時間

アの入札の締切と同時に行う。

(4) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、直ちに再度の入札を行う。なお、再入札を行わなかった者は、再入札を辞退したものとみなす。

(5) 入札の無効

次のアからウまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 公益財団法人熊本県立劇場一般競争入札等事務処理要領第11条各号のいずれかに該当する入札

イ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 入札において入札金額等必要な事項が記載されていない入札

(6) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(7) 落札者の決定方法

ア 予定価格の範囲内で入札した者のうち最低価格の入札を行った者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

ウ 落札者が、上記（5）の無効となった場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格を入札した者を落札者とする。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日

6 問合せ

(1) 問合せ先

公益財団法人熊本県立劇場 総務グループ

郵便番号 862-0971 熊本市中央区大江2丁目7番1号

電話番号 096-363-2234

ファックス番号 096-371-5246

(2) 受付時間

午前9時から午後5時まで。

ただし、2月14日(月)、2月28日(月)を除く。